

国民の祝日「山の日」と全国山の日協議会 その歴史・目標そして現状

梶 正 彦（全国山の日協議会理事長）

1. 祝日「山の日」の成り立ち

国民の祝日「山の日」の制定の機運は1961年の「夏の立山大集会」という山岳イベントに始まったと言える。その後、山岳スポーツの愛好者団体らの尽力により、各地で「山の日」や「登山の日」が定められ、主に山岳スポーツの催事等が開催された。これまでの活動を背景に、山岳団体が中心となって祝日制定運動が繰り広げられた中、2010年山岳5団体により「山の日」制定協議会が設立され、2013年全国「山の日」制定協議会に改組となった。また、超党派「山の日」制定議員連盟は関連する省庁による勉強会を重ね、2014年超党派「山の日」制定議員連盟による議員立法により国民の祝日法の改正案が可決され2016年には我が国16番目の国民の祝日として、「山の日」が8月11日施行された。本会もこのような状況に沿って、2014年には団体名称から「制定」の2文字を取り、また2016年にはそれまでの任意団体という形態から財団として法人化を行った。

こうして2016年国民の祝日「山の日」施行以降一般財団法人全国山の日協議会は、毎年8月11日に「山の日」全国大会に主催団体として参画し、またその趣旨である一層の浸透を目的として、これまで5回にわたる全国山の日フォーラムの開催をはじめ、山の日フォーラム等のイベ

ント共催や後援などの活動を行ってきた。

2020年6月に発足した第2期執行部では、これまでの実績をベースに、登山や観光の対象としての「山」以外の分野への広がり、そして全ての世代を巻き込む活動へと拡大させていき、そのための情報発信活動、「山の日」の趣旨の浸透を図るための法整備の要望活動、行政機関への要請活動などを活発に行ってきた。

「山の日」が目指すところは広大である。日本の豊かな山と自然を理解するための教育や啓発、里山を含む山地、森林や河川の環境保全、山の自然を利用したスポーツや健康の増進と青少年の育成、そして山地で展開されてきた農林業や観光などを通じての地域おこし等である。(図1)そしてそれらに関わるのは山・自然との関わりの中で活動する全世代にまたがる人達、すなわち全ての国民である。また「山の日」の制定は、このような広範囲分野に関係する

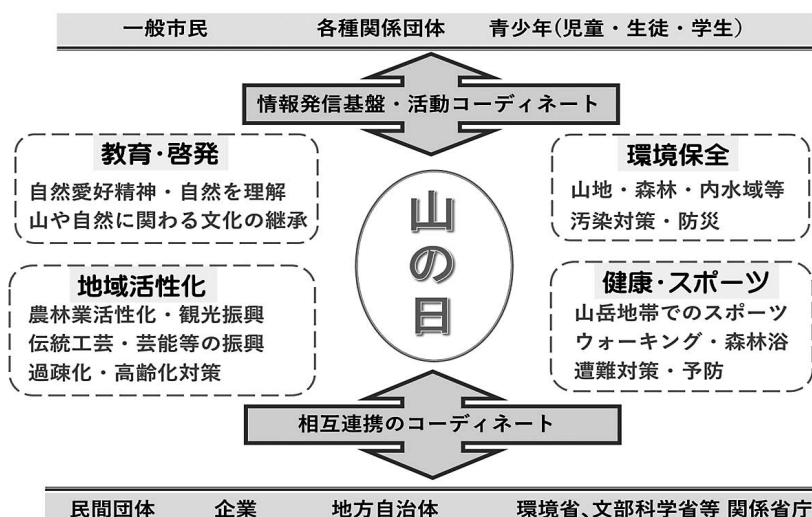


図1 広い活動分野、多様なステークホルダー

8つの省庁と自治体も関係し、ここまで広くステークホルダーがいることは素晴らしいことだと感じている。

制定までの道のりで書いたように、「山の日」制定への働きかけは主に日本山岳会などの山岳団体が担ってきた。そのため、制定後の活動や運営は少なからず「登山色」の強いものであったことは否めない。「山の日」は国民の祝日のため、登山の域を超えて「社会への貢献」が求められる。私たちとしては、先輩たち、仲間達の努力の結晶である「山の日」を、本来の理念に沿ったものに育て上げる責務がある。

2. これからの活動

このように幅広い分野にまたがる「山の日」の活動を推進する本会の役割は、具体的には各分野の現場で実際に活動する個人・サークル・団体・企業や地方自治体・官庁等の連携・ネットワーク化を図り、コーディネートを目指すものである。

この目標と本会が現状持つ最小規模のリソースを考え、2022-23年度の事業を基本的に次の4つの分野での活動と定めた。(図2)

(1) 「山の日」全国大会：

2016年祝日施行の年に松本・上高地で開催されてから、2021年の大分大会まで5回開催された。これからもこの全国大会を山の日活動のフラグシップと位置付け、国民の祝日「山の日」の記念大会として継続していき、2022年山形県で開催の6回大会そしてそれ以降の大会は、これまで5回の大会での経験をベースに、本会の他の事業活動との連携を強めながら、より進化したものになっていくと考える。

(2) フォーラム等の事業：

本会は設立以来、「山の日」の理念を広めるため「山の日」フォーラムを4回にわたり開催してきた。2020年7月に予定された第5回フォーラムはコロナ禍で中止となったが、同年11月に「山の文化を未来につなぐ」をテーマに、石川県加賀市にある深田久弥山の文化館を拠点としたフォーラムの開催を予定した。残念ながらこれもコロナ禍で中止となったが、発表予定の内容は山の日協議会HPに掲載されている。これからは全国各地でさまざまなテーマで、また幅広い活動主体の自主性にもとづく各活動世代に浸透するようなフォーラムを開催する考えである。そして、これらの事業を担うため本会に委員会や部

会を設置し、2022年度は「国際山岳年プラス20」フォーラムの開催を予定している。

(3) 各地の山の日関連イベント支援：

全国各地でそしてさまざまな分野で、山や自然に関連する活動が行なわれており、山の日制定準備していた2012年当時、山の日ネットワーク東京会議が

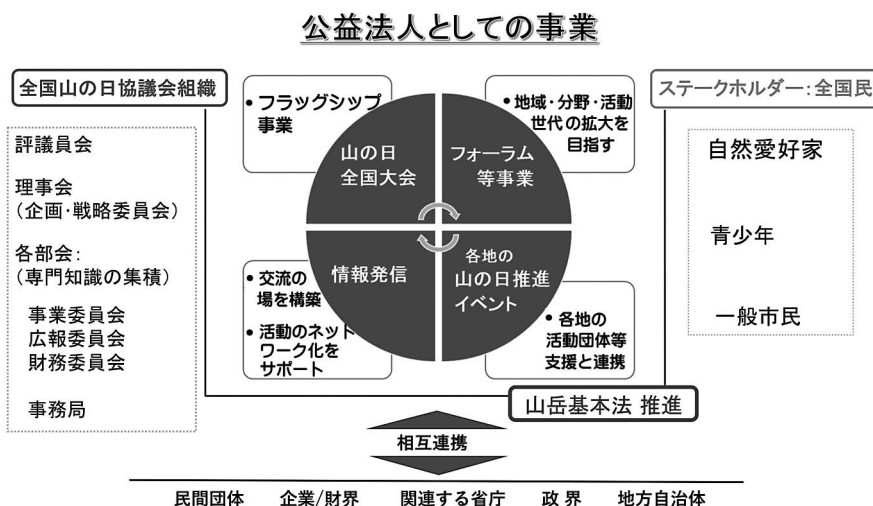


図2 「つながる」4つの事業

4. その他

開かれた。「これら山や自然に関する活動をより一層実のあるものにするため各地での取り組みに学び、情報の共有化や基盤の共有化を深めていきたい」との意識をその場で共有した。しかし「山の日」制定から今日までこの分野での動きは一部にとどまっているため、今後全国各地の山の日やそれに類似した関連行事・イベント等の主体が連携し、一般市民の参加する幅広いネットワーク化を形成して、これらの活動を全国に拡大していきたいと考えている。

ここで参考としたいのは広島県での「ひろしま山の日」の取り組みである。ひろしま山の日県民の集いとして、2002年の第1回から本年まで、すでに19回にわたり開催してきた。2019年6月の第18回の集いでは、広島県内15の市町で13,600人を越える参加者を集めて開催され、広島の皆さんの経験を全国に紹介して参考にしてもらおうことを考えている。

(4) 情報発信：

山の日の情報発信は、「一方的に情報を発信するのではなく、活動する人々が有機的につながり活動を拡大させる。山の日理念を啓発し、社会に貢献する祝日としてゆく」ことを目標としている。まず、2021年6月にHPをリニューアルし、また10月には大幅な手直しを行った。6ヶ月の経験に過ぎないが、HPへの投稿は大幅に増加し、アクセス数も飛躍的に増加した。「交流の場を作るプラットフォーム構築」の第一歩を踏み出せたと感じている。ぜひ山の日協議会HPを参照し皆さま自身の山や自然への思いや組織の活動等を投稿してHPを盛り上げていただきたい。

さらに刊行物の発行を通して活動の発信を行っていき、成果の集積を進め、山や自然に親しみ、環境保全や、山や自然にかかわる文化の継承、地域おこし等の活動の橋渡しになり、関係各省庁への提言

につなげられることを期待する。

3. 組織の構築

本会の設立以降、300万円あまりの正味財産で運営してきた。2020年10月に事務所移転するまでは、2つのデスクを借りしでの運営であった。2021年11月に公益法人認定申請を行ったが、認定された全国の公益法人9,581団体（2019年12月現在）の中で、最小規模の組織の一つになると思われる。この資金規模で国民の祝日を推進するための全国的な活動をするには、どのように組織を構築し運営したらよいらうか。

(1) デジタル化：

紙媒体を含むアナログ的な手法で全国展開するには、相応の資金力そして人的資源を必要とする。本会が現状持つリソースで活動してゆくために、徹底的にデジタルを活用して運営する計画を立てた。主たる情報発信をHP/SNSに、デジタル活用により事務・管理部門の効率化を図る、東京集中を避け地域分散型の運営等である。

(2) イノベーティブな運営：

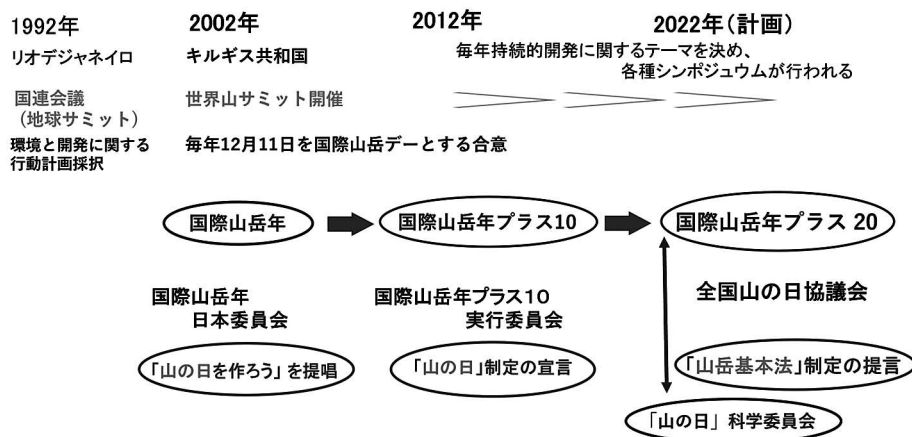
資金力があればオーソドックスな組織運営が出来るが本会は最少規模のリソースでの運営のため、目的達成を可能にするにはイノベーティブな手法を追求する必要がある。

(3) ボランティアによる運営：

資金不足の下での運営は必然的にボランティアに頼らざるを得ない。これまで本会の活動の蓄積が薄かったため運営を支える人的リソースが育っていないことから、今後の展開のスピードはボランティアの方々の参集度合に大きく依存することとなる。

このユニークな挑戦を通して、運営に参加するボランティア自身には通常では得られない体験や知識を身につけるとともに新しい人脈を形成するチャンスを提供することで、他の組織にはない独自の運営スタイルを作り上げていくことができる。

「山の日」と「国際山岳年」



4. 国際山岳年プラス20：

2章(2)で述べた通り、本会では2022年度の事業計画の柱の一つとして国際山岳年プラス20を開催する予定である。その「国際山岳年」とは一体何だろうか？

1992年、リオデジャネイロで開かれた環境と開発に関する国連会議(地球サミット)において、行動計画が採択され、この採択に基づき国連は1998年の総会で、2002年を国際山岳年とする決議を下した。2002年にキルギス共和国で開催されたフォーラムでは、山岳地域に於ける紛争、水資源や生物多様性の管理、森林利用やエコツーリズムなどの議題が討議されたことにより、この場で毎年12月11日を国際山岳デーとすることが合意となった。これを受けて、日本においても2002年国際山岳年関連のイベントが開催され、「山の日を作ろう」と提唱されたのである。また、日本で2012年に開催された国際山岳年プラス10では、山の日制定準備につながる「山の日」制定宣言がなされた。このように日本における国際山岳年関連イベントは、「山の日」制定に大きな原動力となったが、これらの活動はボランティアが結集した実行委員会によって運営されてきたため、持続して活動することが困難というきらいがあった。

2002年国際山岳年以降取上げられてきたさまざまな山の問題や新しい動きを取り上げ将来私たちが取

図3 「国際山岳年」と祝日「山の日」の歩み

り組むべき方向について考える場にしたいと考えている。その中には後述する「山岳基本法(仮称)」のあり方をめぐる問題も位置づけられることだろう。海外資本による日本の山・水源の買い付けや少子高齢化社会の中での山の管理・保全など、新しい問題と基本法の関係の議論が出来ることを期待している。

全体を通して、少子高齢化社会の中での「山の日」活動、またwith/afterコロナ社会で私たちと山との距離がどう変わってきているのか、どのような距離感で付き合うべきか等を深く考えたい。また、2023年以降も国際山岳デーを中心に、毎年グローバルな視野で山を考えるフォーラム等を継続して実現する体制を作ることも考えなくてはならない。(図3)

5. 山岳基本法(仮称)制定への参画：

本会では山・自然関連の幅広い分野に必要な法律を包括的にカバーする基本法の必要性を感じ、2020年7月から山岳基本法(仮称)制定に向けての検討を始めた。2021年4月2日の衆議院環境委員会において、務台俊介議員が「山の日協議会が山岳振興基本法の構想を温めているが、大臣のお考えは？」との質問を行った。小泉環境大臣(当時)は「山と自然の魅力を地域づくりに活かしていくという思いは

4. その他

全く同感で、山岳の振興、これは環境省にとっても非常に大事ですので、国立公園の振興と併せて進めていければと考えています」と返答だった。

そもそも基本法とは何だろうか？国政に重要なウェイトを占める分野について国の制度、政策等に関する基本方針を明示したもので、それぞれの行政分野において、いわば「親法」として優越的な地位をもっているとされ、それに比して通常の法律は、関係官庁が原案を作成し内閣が国会に提出、担当大臣が責任者となる。よって、基本法は性格上、各省庁にまたがる施策も多く、国会が国政に関する一定の方針を明示し、これに沿った措置を採ることを命ずるとい性格・機能を有しており、議員立法になじみ易いともいわれている。また、基本法では政策本部を設置し、本部長は内閣総理大臣が就任し、副本部長として、内閣官房長官と政策担当大臣が就任し、本部員には、全ての国务大臣が入ることが多いとされている。

「山の日」活動は関連分野が多岐にわたり、制定には8つの省庁が関与している。このことを踏まえても、関係する行政機関を有機的につなぐ「基本法」は、「山の日」を国民的運動にするためにも不可欠なものと言える。これには「海の日」が参考になり、1996年に祝日が施行となった。そして2007年海洋基本法が施行されたことにより、海洋政策を一元的に進めることや、努力・義務なども定められた。

海洋基本法では海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、海洋における安全の確保、海洋に関する科学的知見の充実、海洋産業の健全な発展、海洋の総合的管理、海洋に関する国際的協調について規定し、本会は山岳基本法（仮称）制定に向けて民間からの意見の集約を期待されその役割を担うべく準備を再開したい。

6. おわりに：

国民の祝日「山の日」は登山愛好家のお祭りの日にとどまることなく、「社会へ貢献」を目標とする活動に進化させていく必要がある。この理念の下、2016年の祝日山の日試行から6年間活動してきたことをベースにして、国民の祝日「山の日」理念を推進する活動を一層広げ、国民の祝日に相応しいものになりたいと考えている。ここで述べた事業は2022-23年度の計画であり、この期間での成果が将来の「山の日」推進活動の展開に大きく影響するため、「山の日」活動の基礎を築くこのステージでは、「山の日」制定から今日まで関わってきた登山を始めとするアウトドア愛好家の方々の協力なくしての達成は難しいと思われる。

「山の日」推進活動は、最低限の財政的・人的リソースで目標達成を目指す挑戦的な活動である。ここに参画することは、「祝日の推進活動にほぼゼロから参画する」ユニークな体験をすることだ。このチャレンジングな活動に参加し、ワクワク感溢れる時間を一緒に共有したいことから、アウトドア愛好家の皆さんの参画、協力をぜひお願いしたい。

全国山の日協議会HP

<https://yamanohi.net/>